

1 NHK放送受信料の減免

身 知 精 難

児 者

対象者及び内容

対象者	全額免除 (障がい者の方を世帯構成員に有する場合)	半額免除 (障がい者の方が世帯主で受信契約者の場合)
身体	身体障害者手帳を所持している方のいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税	○視覚・聴覚障害者 ○身体障害者手帳1級・2級
知的	療育手帳を所持している方のいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税	療育手帳A
精神	精神障害者保健福祉手帳を所持している方のいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税	精神障害者保健福祉手帳1級
公的扶助受給者	○生活保護受給者 ○らい予防法の廃止に関する法律に定める援護を受けている場合 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合	適用外
戦傷病者	適用外	戦傷病者手帳特別項症から第1款症

■各総合支所 市民課 市民係で申請書に必要事項を記入し免除事由の証明を受けてください。

※毎年度夏に、放送受信料免除事由確認調査が行われます。免除事由が消滅した場合は免除が受けられなくなります。消滅した場合、さかのぼって料金の支払いが発生する場合があります。

2 郵便料金の割引

身 知 精 難

児 者

【点字郵便物、点字用紙及び特定録音物等郵便物】

3kg以内無料

*点字郵便物は点字のみを掲げたものを内容とするものです。

*特定録音物等郵便物は盲人用録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出しましたはこれらの施設あてに差し出されるものに限ります。

【低料第三種郵便物（あらかじめ日本郵便株式会社の承認が必要）】

→心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの

①毎月3回以上発行の新聞50gまで8円

50gを超えるもの、50gまでごとに3円加算、上限1kgまで

②その他50gまで15円

50gを超えるもの、50gまでごとに5円加算、上限1kgまで

【点字ゆうパック、聴覚障がい者用ゆうパック】

30kgまで割引の対象で奥行き+幅+高さの合計サイズで料金が決まり

60サイズ（3辺計60cm以内）100円、80サイズ210円、

100サイズ320円、120サイズ420円、140サイズ520円、

160サイズ630円、170サイズ730円

*点字ゆうパックは点字図書などを内容とするものです

*聴覚障がい者用ゆうパックは聴覚障がい者用ビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と日本郵便株式会社が指定する施設との間で発受されるものに限ります。また、ゆうパックの大きさは、長さ・幅・厚さの合計が1.7m以内、重量は30kg以内です

【心身障がい者用ゆうメール】

重量により金額が異なります。

・150g以内92円、250g以内110円、500g以内150円、1kg以内180円、2kg以内230円、
3kg以内310円

*心身障がい者用ゆうメールは身体に重度の障がいのある方または知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で図書の閲覧のために発受されるものに限ります

◇詳しくはお近くの郵便局までお問い合わせください。

3 NTT番号案内の料金減免

身 知 精 難 児 者

身体・療育・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で、次のいずれかの障害のある方が、番号案内（104番）を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることで無料になります。

対象者

- *身体障害者手帳の視覚障がい1級～6級、肢体不自由（上肢・体幹・脳原性運動機能障がい）1級・2級をお持ちの方
- *療育手帳をお持ちの方
- *精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

■聴覚や言語障がいの方にはファックスでの問い合わせもできます。

◇詳しくはふれあい案内事務局（☎0120-104174）までお問い合わせください。

4 携帯電話基本使用料等の割引

身 知 精 難 児 者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は携帯電話の基本使用料などが割引となります。割引率について携帯電話各社異なりますので、詳しくは携帯電話各社へお問い合わせください。